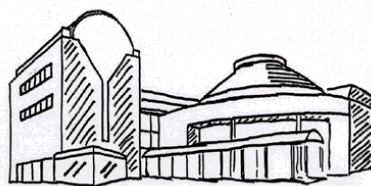


□□■ 目 次 ■□□

建築設備保全業務並びに空調・衛生設備保守点検仕様書.....	3
自動ドア保守点検仕様書.....	17
昇降機保守業務仕様書.....	21
電気工作物保安管理仕様書.....	27
消防用設備等保守点検仕様書.....	29
防火設備定期検査業務仕様書.....	39
空気環境測定仕様書.....	41
フロン排出抑制法に伴う点検業務仕様書.....	43
貯水槽清掃仕様書.....	47
水質検査仕様書.....	49
汚水槽清掃仕様書.....	51
冷却塔薬剤設置・検査業務仕様書.....	53
直流電源装置保守点検仕様書.....	55
自家発電設備保守点検仕様書.....	59
構内交換電話設備保守点検仕様書.....	63
樹木管理仕様書.....	67
監視カメラシステム保守点検業務仕様書.....	71
建築設備定期検査業務仕様書.....	75
特定建築物定期調査業務.....	77





## 建築設備保全業務並びに空調・衛生設備保守点検仕様書

## I 総 則

## 1 目 的

センター建築設備保全業務及び空調・衛生設備保守点検業務は、センターの建築設備及び空調設備・衛生設備を計画的かつ適正に管理し施設の安全機能の維持・向上を図り、経年使用による機能低下と事故の未然防止、故障の早期発見に努める等、積極的に維持管理を行い、センター機能の保持と耐久性の向上を図ることを基本とする。

この特記仕様書は、センター建築設備の一般管理、運転・監視、日常点検・保守等の業務並びに空調・衛生設備の定期点検及び保守、臨時点検等の業務（以下「委託業務」という。）の内容について示すものである。

## 2 適 用

委託業務の実施は、本特記仕様書及び建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修 最新版）に基づいて行う。

なお、記載のない事項で業務の性質上実施が必要な場合は、そのつど委託者と受託者で協議する。

また、受託者は、この業務の履行にあたっては、業務要員に委託業務の内容等を周知徹底し、善良なる管理者の注意義務をもって行うこと。

## 3 用語の定義

この特記仕様書で使用する用語の定義は次に定めるところによる。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) センター  | 佐賀県立男女共同参画センター、佐賀県立生涯学習センター及びその敷地内の総称をいう。 |
| (2) 施 設   | 建築物、設備及び構内施設をいう。                          |
| (3) 建 築 物 | 建築物主要構造部及び内外装まわりをいう。                      |
| (4) 設 備   | 電力設備、通信設備、機械設備及び共通の設備をいう。                 |

- (5) 設備管理 設備に関する計画、実施、評価という一連の業務の流れを包括するものをいう。
- (6) 設備保全 設備の機能の維持及び耐久性の確保を図るために行う一般管理、運転・監視、点検、保守及び修理をいう。
- (7) 点 検 建築物等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じ対応措置を判断することを含む。
- (8) 保 守 建築物等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取り換え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。
- (9) 運転・監視 設備機器を稼働させ、その状況を監視すること及び制御することをいう。
- (10) 修 理 建築物等の劣化した部分若しくは部材または低下した性能若しくは機能を原状あるいは実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- (11) 日常点検 設備機器の運転・監視に関連して日常に行う点検をいう。
- (12) 定期点検 施設の機能低下の状況について定期的に行う点検及び運転・監視状態について定期的に行う点検をいう。
- (13) 監督員 仕様書に規定する監理者をいう。
- (14) 業務要員及び点検者 委託者から委託を受け、仕様書及び特記仕様書等に基づき業務に従事する者をいう。
- (15) 業務責任者 仕様書に規定する主任者をいう。

#### 4 業務計画書

受託者は、委託業務の実施に先立ち具体的な計画書及び工程表を委託者に提出し、承諾を得ること。

## 5 監督員

監督員は、委託業務の履行についての業務責任者に対する指示、承諾、協議又は検査・確認を行う。

## 6 業務責任者等

- (1) 受託者は、業務要員の中から業務責任者を委託者との協議の上選任すること。
- (2) 業務責任者は、監督員との連絡、調整及び業務要員の指揮監督を行うこと。
- (3) 受託者は、業務要員の中から、「建築物の衛生的環境の確保に関する法律」の規定による建築物環境衛生管理技術者を選任すること。

## 7 検査

業務責任者は、監督員の指示する業務及び作業のうち、記録等により確認できるものを除き、監督員の立会を求め、検査を受けること。

## 8 建築設備保全業務の業務要員の資格等

業務要員は、次に示す資格又は経験を有すること。

- (1) 電気主任技術者の取得者又は電気設備について業務を十分遂行できる者。
- (2) ボイラー技士の取得者又は機械設備について業務を十分遂行できる者。
- (3) 冷凍機械の取扱業務を十分遂行できる者。
- (4) 危険物取扱者（乙種第4類以上）の取得者で業務を十分遂行できる者。
- (5) 建築物衛生管理技術者の取得者で業務を十分遂行できる者。
- (6) 消防設備士の取得者で業務を十分遂行できる者。
- (7) 電気工事士の取得者又は電気設備について業務を十分遂行できる者。
- (8) 電気設備、機械設備、防災設備等の保全業務について1年以上の経験を有し、業務を十分遂行できる者。

## 9 空調・衛生設備保守点検業務の点検者の資格等

点検者は、次に示す資格または経験を有すること。

- (1) 冷凍機械責任者の取得者で業務を十分遂行できる者。
- (2) ボイラー技師の取得者または機械設備について業務を十分遂行できる者。

- (3) 建築物衛生管理技術者の取得者で業務を十分遂行できる者。
- (4) 電気設備、機械設備、衛生設備について業務を十分遂行できる者。
- (5) その他関係法令等で定める資格を有する者。

#### 10 業務要員・点検者の名簿等

- 1 受託者は、業務要員（予備員を含む）・点検者の氏名及び資格等を別に定める業務要員・点検者名簿により委託者に提出すること。
- 2 受託者は、前項の業務要員・点検者名簿の提出に当たっては、前記8の(4)から(6)までの有資格者を最低1名以上確保すること。
- 3 委託者は、業務責任者等を含めた業務要員・点検者が委託業務を実施するのに著しく不相当と認められるものがあるときは、その理由を明示した書面をもって、必要な措置を取るべきことを求めることができる。

#### 11 通知義務

業務責任者は、次の場合監督員に連絡又は報告すること。

- (1) 業務要員・点検者に事故があったとき。
- (2) 受託業務の実施が著しく困難となる事情が発生したとき。
- (3) 設備の異常を発見したとき。
- (4) 運転管理上危険な状況が生じたとき、又は生じる恐れがあるとき。
- (5) 設備の事故、重事故及び地震その他の災害に対して緊急対策、経過状況観察及び特別な点検をしたとき。
- (6) 日常点検中又は定期点検中等に施設の破損、汚損等を発見したとき。
- (7) その他必要と思われる事項。

#### 12 提出書類

受託者は、業務を行ったときは、次の書類を別に定める期日までに委託者に提出しなければならない。

- (1) 業務実施報告書
- (2) 業務日報、業務月報
- (3) 業務実施状況写真

- (4) 解析、フィードバックから検討した意見の具申
- (5) その他委託者が必要と認め提出を求めた書類

#### 13 官公庁への手続き

受託者は、委託業務にかかる関係法令の定めによる諸手続きが必要な場合は、監督員と協議の上行うこと。

#### 14 現場管理

- (1) 受託者は、委託業務を実施するための設備の諸室における盗難防止、火元確認、整理整頓及び清掃等について、責任を持って行うこと。
- (2) 受託者は、業務要員の健康状態をよく把握し、業務の実施に支障が生じないようにすること。
- (3) 受託者は、委託業務の実施に伴う業務要員の疾病、傷害、その他事故等については、原因の如何にかかわらず責任を負うこと。
- (4) 業務要員は、勤務時間中、統一された服装及び名札を着用すること。
- (5) 業務要員及び点検者は、業務を実施するに当たり火気使用、騒音、嫌音の発生、出入口の戸締り等に注意すること。
- (6) 業務要員の出退は別途指示する出入口を使用すること。

## II 建築設備保全業務

#### 15 施設使用及び備品等の負担

- (1) 日常点検・保守業務を行うのに必要な計器類、材料、ランプ等の消耗品は委託者の貸与品とし、善良な受託者の注意義務をもって管理すること。

なお、委託業務に必要な事務用品並びに工具、被服等は受託者の負担とする。

- (2) 受託者は、構内で専用する施設（守衛室）を無償で使用することができる。ただし、許可なく改造してはならない。
- (3) 委託業務で使用する電話料は、受託者の負担とする。

#### 16 法令等の遵守

受託者は、委託業務の実施にあたり、次の諸法令等を遵守しなければならない。

- ① 消防法
- ② 建築基準法
- ③ 水道法
- ④ ガス事業法
- ⑤ 電気事業法
- ⑥ 労働安全衛生法
- ⑦ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ⑧ 佐賀県立男女共同参画センター及び佐賀県立生涯学習センター自家用電気工作物保安規程
- ⑨ 電力供給事業者との受給仕様書
- ⑩ 電力供給事業者との給電仕様書
- ⑪ 佐賀県防火管理規程
- ⑫ 佐賀県立男女共同参画センター及び佐賀県立生涯学習センター消防計画
- ⑬ その他関係法令、条例、規則、要綱等

## 17 委託業務の範囲

### 1 敷地及び建築物の概要

- |       |                       |
|-------|-----------------------|
| ①場所   | 佐賀市天神3丁目2-11          |
| ②敷地面積 | 10,000 m <sup>2</sup> |
| ③建築面積 | 4,977 m <sup>2</sup>  |
| ④延床面積 | 10,200 m <sup>2</sup> |
| ⑤構造規模 | R C（一部S R C），5階建      |

### 2 委託業務の対象設備

対象設備の種類・数量及び業務等の範囲は、別に定める「対象設備表〔付則1〕」による。

## 18 委託業務の区分

委託業務は、次の区分によって行う。

- (1) 一般管理業務
- (2) 運転・監視業務



(3) 日常点検・保守業務

19 書類の整備

受託者は、委託業務に関する書類として、次に掲げる書類を守衛室に常備しなければならない

- ① 佐賀県立男女共同参画センター及び佐賀県立生涯学習センターの施設維持管理業務に関する仕様書及び同年度仕様書並びに特記仕様書（写）
- ② 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版）
- ③ 業務計画書及び業務工程表
- ④ 日常点検・保守記録
- ⑤ 電気業務日誌、機械業務日誌及び打合せ連絡日報
- ⑥ 業務日報、月報及びメッセージ等打ち出し資料
- ⑦ 佐賀県立男女共同参画センター及び佐賀県立生涯学習センター自家用電気工作物保安規程（写）
- ⑧ 電力供給事業者との受給仕様書等関係書類一式（写）
- ⑨ 貸与品台帳（備品、管理用消耗品）、設備機器台帳
- ⑩ 業務要員名簿
- ⑪ 機器故障（事故）等報告書、点検・補修・作業等報告書
- ⑫ 県が貸与する書類
  - i 竣工図
  - ii 機器完成図書
  - iii 定期点検保守記録
  - iv 試運転報告書
  - v 施工記録に関する図書類及び写真

（一般管理業務）

20 運転等管理運營業務

センターの設備機器は多種多様であるため、受託者は、機器の機能を十分理解し、特に下記の設備機器について必要があるときは機器の使用に関し使用者に対して指導、助言及び監督をし、日常点検・保守業務にあたること。また、各室は使用条件が異なるため、省エネルギー機器の機能を考慮した運転計画を

立案すること。

【使用に関し、指導・助言・監督が必要な設備機器】

- ・ 特別会議室……室内放送設備・A V 設備
- ・ 第1～3研修室……A V 設備・放送設備・パーテーション設備
- ・ 調理実習室……調理用設備
- ・ 第5研修室（P C 室）……A V 設備・放送設備

21 記録等管理業務

受託者は、日常点検・保守記録、各機器の運転日誌、設備台帳、C P Uからの打ち出し資料等の記載、解析、フィードバックに関する業務及び関係予備品、備品、工具類の保管を行うこと。

22 立会業務

受託者は、委託者が別途実施する設備の定期点検、修繕及び検査について、実地に立ち会うこと。なお、実地後の運転に支障のないことを確認すること。

23 非常時の対応

- (1) 災害等が発生した場合又は発生が予測できる場合は、関係部署及び監督員にその発生内容の状況等を迅速に連絡・報告し、災害の拡大及び二次災害の防止と適切な復旧措置を講じ、センターの安全確保に努めること。
- (2) 災害等の発生時には、防災センターとしての機能（センターの防災設備の状況監視ができる防災監視盤及び主要設備の稼働状況を表示し、操作のできる中央監視盤等）を適切に操作し、警備員と相互に連携しその処理にあたること。
- (3) 業務要員は、警備員と相互に連携し、日頃から火災時等における防災機器の作動順序把握を中心とした訓練を行わなければならない。

（運転・監視、日常点検・保守業務）

24 設備体系

運転・監視、日常点検・保守業務の設備及び業務体系はおおむね次のとおりとする。

- (1) 守衛室（中央監視盤）——
- ①受変電、自家発電等電力設備の運転・監視
  - ②時計、表示、放送等通信設備の運転・監視
  - ③利用者計数設備の運転・監視
  - ④熱源、空調機等空調設備の運転・監視
  - ⑤給水、給湯、排水等衛生設備の運転・監視
  - ⑥自火報、消火設備等防災設備の運転・監視
  - ⑦エレベーター盤の運転・監視
- (2) 各階管理  
（構内施設を含む）
- ①各階分電盤以降の電気設備の点検
  - ②各階空調機等動力系の電気設備の点検
  - ③自火報、誘導灯等防災設備の点検
  - ④時計、放送、表示、電話等通信設備の点検
  - ⑤入場者計数設備の点検
  - ⑥避雷針設備の点検
- ①空調機等空調設備の点検
  - ②給水、給湯、排水等衛生設備の点検
  - ③消火設備、排煙機等防災設備の点検
  - ④エレベーター、自動ドアの点検
- (3) 電源、給水源、  
冷温熱源管理
- ①受変電、自家発電設備等の点検
  - ②直流電源設備等の点検
  - ③監視制御設備の点検
- ①都市設備との対応設備（ガス、水道）の点検
  - ②冷凍機、冷温水発生機等の点検
  - ③空調用ポンプ等冷温熱源補機の点検
  - ④消火ポンプ等防災関係機器の点検

## 25 業務内容

### (1) 設備機器の運転操作時間

建物の設備機器の運転時間は、下記のとおりとする。なお、運転操作時間はあくまでも基本的なものであり、建物用途を十分理解して利用状況及び四季の気候や気温の変化等によって、快適条件・経済運転等を勘案して適切且つ効率的に運転操作を行うこと。

①平日（火曜～土曜日）： 8:00～22:00

②日曜日・祝日： 8:00～17:00

（ホール利用が 22:00 までの場合 22:00 まで）

#### ③休館日

・月曜日： 8:00～17:00

・年末年始（12月29日及び翌年1月3日）： 8:00～17:00

※ ただし、事前連絡があった場合は延長運転を行うものとする。

### (2) センターにおける勤務時間・配置人数

①平日（火曜～土曜日）： 7:30～16:30 1名

： 13:30～22:30 2名

②日曜日・祝日： 7:30～17:30 2名

※ ただし、ホール利用が 22:00 までの場合

： 17:30～22:30 1名

※※ この場合、甲乙協議のうえ、超えた時間数（30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨て）について別途委託費を支払う。

#### ③休館日

・月曜日： 7:30～17:30 1名

・年末年始（12月29日から翌年1月3日）： 7:30～17:30 1名

※但し、事前連絡があった場合は勤務時間の延長を行うものとする。

### (3) 運転・監視業務

① 運転開始前には、システム、機器の各部に異常、又は支障がないことを確認すること。

- ② 運転中には、システム、機器の正常運転を確認し、必要に応じ計測、測定等を行うこと。
- ③ システム運用上必要な各種操作等を行うこと。
- ④ 機器の運転、停止の状態、操作及び故障、警報等の監視を行うこと
- ⑤ 室内空気環境、衛生状態の監視及び調整を行うこと。
- ⑥ 中央処理装置によって計算機制御を行うものについては、制御状態、結果の監視を行うこと。

#### (4) 日常点検・保守業務

センターの設備の日常点検・保守業務は機器の状態、用途及び稼働に応じた臨機の適正な保全を行うこと。

- ① 点検は、特殊な場合を除き目視等五感による点検とする。
- ② 天井裏など隠蔽部分の点検は、点検口等の回りから目視できる範囲とする。

#### 26 記録の方法

記録は、建築保全業務報告書作成の手引き（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版）を準用する。

### Ⅲ 空調・衛生設備保守点検業務

#### 27 委託業務の対象設備

対象設備の種類・数量は、別に定める「対象設備表【付則1】」による。

#### 28 委託業務の内容

##### (1) 定期点検及び保守業務

空調・衛生設備の適正な保全を行うこと。また、主な点検回数は下表のとおりとする。

第7期（令和6年度）施設維持管理（管財部門）仕様書

項 目	点検回数	備 考
空調監視盤・空調制御機器点検	年に1回	目視点検
ガス炊き冷温水機点検	年に2回	伝熱管洗浄を含む。
空調加湿蒸気ボイラー点検	年に1回	水抜保管を含む。
膨張タンク点検	年に1回	
パッケージ型空調機点検	年に2回	
送風機・排風機点検	年に2回	
ロスナイ点検	年に2回	
FCC・FCU点検	年に2回	
排気口・排気扇点検	年に2回	

※ただし、パッケージ型空調機点検・ロスナイ点検については、1回はフィルター洗浄及び運転確認とする。

(2) 臨時点検

委託者が空調・衛生設備に異常を認めて、受託者に通知したときは、直ちに当該設備の点検及び保守を行うこと。

29 機器の修繕

受託者は、委託業務の実施に当たり機器の故障を発見し修理を認められる場合において、部品を交換する必要があるとき、または特別の資材を使用する必要があるときは、委託者に見積書を提出し、その承認を受けて当該機器の修繕を行うものとする。

この修繕に要する費用は委託者の負担とする。

30 記録の方法

記録は、建築保全業務報告書作成の手引き（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版）を準用する。

#### IV その他業務（館内ロールカーテン開閉業務）

##### 31 業務内容

###### (1) 館内ロールカーテン開閉業務

ロールカーテン77枚を朝8時30分までに巻き上げ、日没までに引き下げる。（年間308日）





## 自動ドア保守点検仕様書

## 1 目的

本業務は、佐賀県立男女共同参画センター及び佐賀県立生涯学習センター（以下「センター」という。）の自動ドアを計画的かつ適正に管理し、施設の安全機能の維持・向上を図り、経年使用による機能低下と事故の未然防止等、積極的に維持管理を行い、センター機能の保持と耐久性の向上を図ることを基本とする。

この仕様書は、センター自動ドアの定期点検及び保守、臨時点検等の業務（以下「委託業務」という。）の内容について示すものである。

## 2 適用

委託業務の実施は、本仕様書及び建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修 最新版 以下「共通仕様書」という。）に基づいて行う。

なお、記載のない事項で業務の性質上実施が必要な場合は、そのつど財団と受託者で協議する。

## 3 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- |          |   |
|----------|---|
| (1) センター | 佐賀県立男女共同参画センター、佐賀県立生涯学習センター及びその敷地内の総称をいう。 |
| (2) 設備   | 自動ドア設備をいう。                                |
| (3) 設備管理 | 設備の管理に関する計画、実施、評価という一連の業務の流れを包括するものをいう。   |
| (4) 定期点検 | 施設の機能低下の状況について定期的に行う点検をいう。                |
| (5) 臨時点検 | 施設の機能維持及び耐久性の確保を図るために臨時的に行う点検をいう。         |
| (6) 業務要員 | 財団から委託を受け、契約書及び特記仕様書等に                    |

基づき点検及び整備の業務に従事する者をいう。

(7) 業務責任者 業務履行の技術上の管理をつかさどる者をいう。

#### 4 業務要員の資格等

業務要員は次に示す資格又は経験を有すること。

- (1) 自動ドアの懸架構造、駆動・制御装置についての知識を有し、業務を十分遂行できる者
- (2) その他、自動ドア点検の経験を有する者

#### 5 通知義務

業務責任者は、次の場合財団に連絡又は報告すること。

- (1) 点検者に事故があったとき。
- (2) 受託業務の実施が著しく困難となる事情が発生したとき。
- (3) 設備の異常を発見したとき。
- (4) 点検中等に設備の破損、汚損等を発見したとき。
- (5) その他必要と思われる事項。

#### 6 提出書類

受託者は、業務を行ったときは、次の書類を別に定める期日までに財団に提出しなければならない。

- (1) 業務実施報告書
- (2) 点検結果から検討した意見の具申
- (3) その他財団が必要と認め提出を求めた書類

#### 7 法令等の遵守

受託者は、委託業務の実施に当たり、関係法令等を遵守しなければならない。

#### 8 委託業務の対象設備

対象設備の種類・数量は次による。

自動ドア：扶桑電機工業製ドリーム

型式 両開式、規格 1,800×2,500 2台（北棟風除室）

型式 両開式、規格 1,800×3,100 2台（西棟風除室）

## 9 委託業務の内容

- (1) 定期点検 自動ドアの適正な保全を行うものとし、「共通仕様書 外部用自動ドア」に基づいて行うこと。  
(3か月に1回、年4回、フルメンテナンス契約)
- (2) 臨時の点検 財団が自動ドアに異常を認めて、受託者に通知したときは、直ちに点検及び保守を行うこと。

## 10 記録の方法

記録は、建築保全業務報告書作成の手引き（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版）を準用する。



## 昇降機保守業務仕様書

## 1 目的

佐賀県立男女共同参画センター及び佐賀県立生涯学習センター昇降機保守業務は、センターの昇降機設備を計画的かつ適正に管理し施設の安全機能の維持・向上を図り、経年使用による機能低下と事故の未然防止、故障の早期発見に努める等、積極的に維持管理を行い、センター機能の保持と耐久性の向上を図ることを基本とする。

この特記仕様書は、センターの昇降機設備の定期点検及び保守、臨時点検等の業務（以下「委託業務」という。）の内容について示すものである。

## 2 適用

委託業務の実施は、本特記仕様書及び建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修 最新版）に基づいて行う。

なお、記載のない事項で業務の性質上実施が必要な場合は、そのつど委託者と受託者で協議する。また、受託者は、この業務の履行にあたっては、点検者に委託業務の内容等を周知徹底し、善良なる管理者の注意義務をもって行うこと。

## 3 用語の定義

この特記仕様書で使用する用語の定義は次に定めるところによる。

- |        |   |
|--------|---|
| ① センター | 佐賀県立男女共同参画センター、佐賀県立生涯学習センター及びその敷地内の総称をいう。       |
| ② 施設   | 建築物、設備及び構内施設をいう。                                |
| ③ 定期点検 | 施設の機能低下の状況について定期的に行う点検及び運転・監視状態について定期的に行う点検をいう。 |
| ④ 監督者  | 仕様書に規定する監理者をいう。                                 |
| ⑤ 点検者  | 委託者から委託を受け、契約書及び特記仕様書等                          |

に基づき業務に従事する者をいう。

⑥ 業務責任者 仕様書に規定する主任者をいう。

#### 4 業務計画書

受託者は、委託業務の実施に先立ち具体的な計画書及び工程表を委託者に提出し承諾を得ること。

#### 5 監督員

監督員は、委託業務の履行についての業務責任者に対する指示、承諾、協議又は検査・確認を行う。

#### 6 業務責任者

- (1) 受託者は、業務責任者を委託者との協議の上選任すること。
- (2) 業務責任者は、監督員との連絡、調整及び業務要員の指揮監督を行うこと。

#### 7 検査

業務責任者は、監督員の指示する業務のうち、記録等により確認できるものを除き、監督員の立会を求め、検査を受けること。

#### 8 点検者の資格等

点検者は、次に示す資格又は経験を有すること。

- ① 昇降機検査資格取得者で、業務を十分遂行できる者。
- ② 昇降機設備の点検業務についての経験を有し、業務を十分遂行できる者。

#### 9 点検者の名簿等

- (1) 受託者は、点検者の氏名及び資格等を別に定める点検者名簿により委託者に提出すること。
- (2) 委託者は、業務責任者等を含めた点検者が委託業務を実施するのに著しく不相当と認められるものがあるときは、その理由を明示した書面をもって、必要な措置を取るべきことを求めることができる。

## 10 通知義務

業務責任者は、次の場合監督員に連絡又は報告すること。

- ① 点検者に事故があったとき。
- ② 受託業務の実施が著しく困難となる事情が発生したとき。
- ③ 設備の異常を発見したとき。
- ④ 定期点検中等に施設の破損、汚損等を発見したとき。
- ⑤ その他必要と思われる事項。

## 11 提出書類

受託者は、業務を行ったときは、次の書類を別に定める期日までに委託者に提出すること。

- ① 業務実施報告書
- ② 業務実施状況写真
- ③ 解析、フィードバックから検討した意見の具申
- ④ その他委託者が必要と認め提出を求めた書類

## 12 官公庁への手続き

受託者は、委託業務にかかる関係法令の定めによる諸手続きを監督員と協議の上行うこと。

## 13 現場管理

- (1) 受託者は、委託業務を実施するための設備の諸室における盗難防止、火元確認、整理整頓及び清掃等について、責任を持って行うこと。
- (2) 点検者は、業務を実施するにあたり火気使用、騒音、嫌音の発生、出入口の戸締り等に注意すること。

14 法令等の遵守

受託者は、委託業務の実施にあたり、次の諸法令等を遵守しなければならない。

- ① 建築基準法
- ② 労働安全衛生法
- ③ 昇降機の維持及び運行に関する基準
- ④ 人事院規則
- ⑤ その他関係法令、条例、規則、要綱等

15 委託業務の対象設備

対象設備は、下表によるものとする。

対 象 設 備 表

昇 降 機	エレベーター	1号機	1台
	用 途	乗 用 （車椅子仕様・監視盤〔LED〕有）	
	制御方式	可変電圧・可変周波数制御	
	積載荷重	900kg	最大定員 13人
	運転方式	群乗合自動方式	
	制御方式	インバーター制御方式	
	速 度	60m/min	
	停止箇所	4箇所（1～4F）	
	エレベーター	2号機	1台
	用 途	乗 用 （監視盤〔LED〕有）	
	制御方式	可変電圧・可変周波数制御	
	積載荷重	750kg	最大定員 11人
	運転方式	群乗合自動方式	
	制御方式	インバーター制御方式	
速 度	60m/min		
停止箇所	4箇所（1～4F）		



16 委託業務の内容

- (1) 定期点検及び保守業務 昇降機設備の適正な保全を行うものとし、共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修最新版）昇降機に基づき行うこと。
- (2) 臨時点検 委託者が昇降機設備に異常を認めて、受託者に通知したときは、直ちに当該設備の点検及び保守を行うこと。

17 機器の修繕

受託者は、委託業務の実施に当たり機器の故障を発見し修理の必要を認められる場合において、部品を交換する必要があるとき又は特別の資材を使用する必要があるときは、委託者に見積書を提出し、その承認を受けて当該機器の修繕を行うものとする。この修繕に要する費用は委託者の負担とする。

18 記録の方法

記録は、建築保全業務報告書作成の手引き（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修 最新版）を準用する。



## 電気工作物保安管理仕様書

委託業務内容は次のとおりとする。

### 1 対象物件

#### (1) 受変電設備

3φ3W	6,600V/210V	200KVA-3	}	TOTAL	1,450KVA
3φ4W	6,600V/182V-105V	200KVA-1			
1φ3W	6,600V/210V-105V	200KVA-3			
3φ3W	6,600V/210V-105V	50KVA-1			

#### (2) 非常用予備発電機

電圧	3φ3W	220V
全出力（定格容量）	200KVA	(250KVA)
設備の概要	ディーゼル機関	
製造	三菱重工業（株）	
モデル	S6B-PTA	
排気量	12,882cc	
出力	350PS	
燃料	JIS2号 軽油	
燃料小出槽	900ℓ（別置形）	

### 2 業務内容

(1) 月次点検（月1回の年12回。ただし、絶縁監視装置を設置する場合は隔月実施の年6回で可）

外観点検、電圧、電流、漏電測定

(2) 年次点検（年1回）

外観点検、電圧、電流、漏電測定、接地抵抗測定、保護継電器試験、絶縁抵抗測定、観察点検

(3) 臨時点検（必要の都度）

(4) その他、電気事故発生時における応急措置、事故原因の探求の協力及び再発防止の協力助言等必要に応じて行う臨時点検

### 3 その他

点検作業後、必ず点検作業報告書を提出すること。



## 消防用設備等保守点検仕様書

### 第1章 総 則

#### （目 的）

第1条 佐賀県立男女共同参画センター及び佐賀県立生涯学習センター消防用設備等保守点検業務委託は、佐賀県立男女共同参画センター及び佐賀県立生涯学習センター（以下「センター」という。）の消防用設備等を計画的かつ適正に管理し施設の安全機能の維持・向上を図り、経年使用による機能低下と事故の未然防止、故障の早期発見に努める等、積極的に維持管理を行い、センター機能の保持と耐久性の向上を図ることを基本とする。

この特記仕様書は、センター消防用設備等の点検・保守等の業務（以下「委託業務」という。）の内容について示すものである。

#### （適 用）

第2条 委託業務の実施は、本特記仕様書及び建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版）に基づいて行う。

なお、記載のない事項で業務の性質上実施が必要な場合は、そのつど委託者（以下「財団」という。）と受託者で協議する。また、受託者は、この業務の履行にあたっては、業務要員に委託業務の内容等を周知徹底し、善良なる管理者の注意義務をもって行うこと。

#### （用語の定義）

第3条 この特記仕様書で使用する用語の定義は次に定めるところによる。

- |          |   |
|----------|---|
| (1) センター | 佐賀県立男女共同参画センター、佐賀県立生涯学習センター及びその敷地内の総称をいう。 |
| (2) 設 備  | 消防設備等（全設備）の設備をいう。                         |
| (3) 設備管理 | 設備の管理に関する計画、実施、評価という一連の業務の流れを包括するものをいう。   |

- (4) 定期点検 施設の機能低下の状況について定期的に行う点検をいう。
- (5) 臨時点検 施設の機能維持及び耐久性の確保を図るために臨時的に行う点検をいう。
- (6) 監督員 仕様書に規定する監理者をいう。
- (7) 業務要員 財団から委託を受け、仕様書及び特記仕様書等に基づき点検及び整備の業務に従事する者をいう。
- (8) 業務責任者 仕様書に規定する主任者をいう。

（業務計画書）

第4条 受託者は、委託業務の実施に先立ち具体的な計画書及び工程表を財団に提出し承諾を得ること。

（監督員）

第5条 監督員は、委託業務の履行についての業務責任者に対する指示、承諾、協議又は検査・確認を行う。

（業務責任者等）

第6条 受託者は、業務用員の中から業務責任者を財団との協議の上選任すること。

2 業務責任者は、監督員との連絡、調整及び業務要員の指揮監督を行うこと。

（検査）

第7条 業務責任者は、監督員の指示する業務及び作業のうち、記録等により確認できるものを除き、監督員の立会を求め、検査を受けること。

（業務要員の資格等）

第8条 業務要員は、次に示す資格または経験を有すること。

- (1) 点検者は、消防設備士の資格取得者又は消防設備点検資格者で業務を十分遂行できる者。

(2) 整備員は、消防設備士の資格取得者で業務を十分遂行できる者。

（業務要員の名簿等）

第9条 受託者は、業務要員（予備員を含む。）の氏名及び資格等を別に定める業務要員名簿により財団に提出すること。

2 財団は、業務責任者等を含めた業務要員が委託業務を実施するのに著しく不相当と認められるものがあるときは、その理由を明示した書面をもって、必要な措置を取るべきことを求めることができる。

（通知義務）

第10条 業務責任者は、次の場合監督員に連絡又は報告すること。

- (1) 業務要員に事故があったとき。
- (2) 受託業務の実施が著しく困難となる事情が発生したとき。
- (3) 設備の異常を発見したとき。
- (4) 設備の事故、重事故及び地震その他の災害に対して緊急対策、経過状況観察及び特別な点検をしたとき。
- (5) 設備点検中機器の破損、汚損等が発見したとき。
- (6) その他必要と思われる事項。

（提出書類）

第11条 受託者は、業務を行ったときは、次の書類を別に定める期日までに委託者に提出しなければならない。

- (1) 業務実施報告書
- (2) 業務実施状況写真
- (3) 解析、フィードバックから検討した意見の具申
- (4) その他委託者が必要と認め提出を求めた書類

（官公庁への手続き）

第12条 受託者は、委託業務にかかる関係法令の定めによる諸手続きを監督員と協議の上行うこと。

（現場管理）

第13条 受託者は、委託業務を実施するための設備の諸室における盗難防止、火元確認、整理整頓及び清掃等について、責任を持って行うこと。

2 受託者は、委託業務の実施に伴う業務要員の疾病、傷害、その他事故等については、原因の如何にかかわらず責任を負うこと。

3 業務要員は、業務を実施するにあたり火気使用、騒音、嫌音の発生、出入口の戸締り等に注意すること。

（施設使用及び備品等の負担）

第14条 日常点検・保守業務を行うのに必要な消耗品（樹脂ガラス、ヒューズ、ランプ等）は乙の負担とする。

2 整備のなかで、軽微な整備は乙の負担とする。

（法令等の遵守）

第15条 受託者は、委託業務の実施にあたり、次の諸法令等を遵守しなければならない。

- (1) 消防法
- (2) 建築基準法
- (3) 佐賀県防火管理規程
- (4) 佐賀県立男女共同参画センター及び佐賀県立生涯学習センター消防計画書
- (5) その他関係法令、条例、規則、要綱等

## 第2章 基本事項

（委託業務の範囲）

第16条 建築物の規模等については、次による。

- |          |                       |
|----------|-----------------------|
| (1) 場所   | 佐賀市天神3丁目2-11          |
| (2) 敷地面積 | 10,000 m <sup>2</sup> |
| (3) 建築面積 | 4,977 m <sup>2</sup>  |



- (4) 延床面積 10,200 m<sup>2</sup>
- (5) 構造規模 R C（一部 S R C）、5階建

2 委託業務の対象建築物及び設備は、別に定める「消防用設備等一覧表」による。

（委託業務の区分）

第17条 委託業務は、次の区分によって行う。

- (1) 定期点検
- (2) 臨時点検
- (3) その他必要と思われる事項

（書類の整備）

第18条 受託者は、委託業務に関する書類として、次に掲げる書類を防災センターに常備しなければならない

- (1) 業務実施報告書
- (2) 関係官庁への報告書
- (3) 機器故障（事故）等報告書、点検・補修・作業等報告書
- (4) その他財団が必要と思われる事項
- (5) 財団が貸与する書類
  - ① 竣工図
  - ② 機器完成図書
  - ③ 定期点検保守記録
  - ④ 試運転報告書
  - ⑤ 施工記録に関する図書類及び写真

### 第3章 定期点検業務

（一般事項）

第19条 消防法並びに同法施行規則及びこれに基づく消防庁告示に定めるところによる。

- 2 他の消防用設備機等の範囲と重複する場合は、当該点検者等と十分協議して点検を行う。
- 3 点検を行うにあたっては、関係者と十分協議して危害発生の防止を図るとともに、当該点検に係る設備の概要・状態等を十分把握する。
- 4 点検終了後は、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認することにより、必ず元の状態に復元しておく。

（業務内容）

第20条 点検は、「消防用設備等の点検規準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式(昭和50年10月16日消防庁告示第14号)」及び「消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式(昭和50年4月1日消防庁告示第3号)」に定めるところにより適正に行い必要に応じ点検、修繕その他の措置を講じるものとする。

（立会業務）

第21条 受託者は、消防署の査察、防火訓練等において立会いを求められた場合は、実施に立会いすること。

なお、実施後の機能に支障のないことを確認すること。

（非常時の対応）

第22条 災害等の発生時には、防災センター（守衛室）と相互に連携しその処理ができるように定期的に火災時等における防災機器の作動順序把握を中心とした指導・訓練を行わなければならない。

#### 第4章 臨時点検業務

第23条 財団が、消防設備等に異常を認めて受託者に通知したときは、直ちに当該設備の点検・整備を行うものとする。

## 第5章 消防設備等の修繕

第24条 受託者は、定期点検・臨時点検によって故障を発見し、修理を要すると認められる場合において機器を交換する必要がある時、又は特別の資材を使用する必要がある時は、財団に見積書を提出しその承認を受けて当該機器の修繕を行うものとし、この修繕に要する費用は財団の負担とする。

2 2階防火シャッターが作動した場合（定期点検時を除く。）の復旧費用は別途見積とする。

## 第6章 定期点検等の報告

第25条 受託者は、定期点検等又は修繕を実施したときは、定期点検等報告書を提出し、財団の承認を受けなければならない。

消 防 用 設 備 等 一 覧 表

設 備 名		単位	数量	仕 様
1 消火器	10型	個	82	薬剤重量3.0kg 蓄粉-10（初田）
	20型	個	2	薬剤重量6.0kg 蓄粉-20（マルヤマ）
2 屋内消火栓	加圧送水装置	台	1	ポンプ：KTY2-506×A5-ME7.5T(川本製作所) 電動機：PUA2-03-01, 50φ×300 l/min×7.5kw
	制御盤	面	1	ポンプユニット型・壁掛け型 電圧-AC220V
	消火栓	基	19	ゴム引き、差込式 ホース15m×2本ノズル径13mm
3 自動火災報知装置	複合盤	台	1	RXN-611 GR型 蓄積式(ニッタン)，電圧計 24V
	感知器（差動式）	個	113	差動式スポット型
	〃（定温式）	個	51	定温式スポット型
	〃（煙式）	個	195	煙式スポット型光電式非蓄積式
	〃（〃）	個	36	煙式スポット型光電アナログ式
	発信器	個	18	P型1級
	地区音響装置	個	18	DC-24V
4 ガス漏れ火災警報設備	ガス漏れ検知器	個	7	KN-35B（都市ガス）
		個	3	CS-247DG（都市ガス）
	ガス漏れ表示灯	個	2	
5 非常放送設備	増幅器	台	1	WK-ER500（パナソニック）
	スピーカー（壁掛型）	個	33	3W
	〃（埋込型）	個	218	3W
	〃	個	1	20W
6 避難器具	避難はしご	台	1	開口部 80×165×100，荷重 130kg，長さ5.6m
	緩降機	台	1	荷重 435kg，長さ9m
7 誘導灯及び誘導標識	誘導灯（大型）	灯	25	
	〃（中型）	灯	66	
	〃（小型）	灯	37	
	客席誘導灯	灯	14	
	誘導標識	枚	2	
8 排煙設備	排煙機（ホール）	台	1	軸流型排煙機 型式 APE-MH，風量 59,000m/h， 静圧75mm/Aq 動力37kw×3φ200V×4P
	〃（ステージ）	台	1	軸流型排煙機 型式 APE-MH EFOUF-KK(日立)， 風量17,000m/h 静圧 60mm/Aq，動力5.5kw×3φ200V×4P
	〃（センター棟）	台	1	軸流型排煙機 型式 APE-MH，風量 12,200m/h， 静圧43mm/Aq 動力7.5kw×3φ200V×2P
	排煙機操作盤	面	1	
	排煙口	個	6	
	排煙窓	個	18	
	防火シャッター	台	5	
	防火扉	台	8	
	可動式防煙垂壁	台	2	
	ダンパー	台	3	
	9 連結送水管	屋内消火栓用	式	1

※上記9 連結送水管についての耐圧性能試験（3年に1回）は、令和8年度に行う。

第7期（令和6年度）施設維持管理（管財部門）仕様書

設備名		単位	数量	仕様
10非常電源設備	自家発電設備 (原動機)	台	1	型式 S6B-PTA(ディーゼルエンジン)(三菱重工),出力350PS 回転数 1,800rpm,立型水冷4サイクル,セルモーター始動式
	” (発電機)	台	1	型式 MYDO-45,動力 250KVA×220V×4P, 回転数1,800rpm 開放保護自己通風式,燃料タンク900 l
	” (制御盤)	面	1	
	蓄電池設備(蓄電池)	台	1	型式 HS-200E (GSユアサ),54個,容量200AH/10HR 組電池電圧108V
	” (充電装置)	台	1	型式 94G6111(GSユアサ)

消防用設備点検基準（連結送水管、屋内消火栓）

業務内容：次の消防用設備等（連結送水管及び消防ホース）について、消防法の規定に基づく点検基準により耐圧性能試験を行い、消防署へ提出する点検結果報告書を作成する。

連結送水管

送水口	周囲の状況		建物東壁面
	外形		双口型、差込式、埋込型
	本体		65A
	標識		
放水用器具格納箱等	具放水格納用箱器	周囲の状況	
		外形	
		標識	
	スホ ル	外形・機能	
		ホースの耐圧性能	
	放水口	周囲の状況	3F×2、4F×2、5F×1
		外形	単口型
		標識	
開閉弁		65A差込式、西東2系統	
格納箱			
配管等	継管・手管	外形	
		配管の耐圧性能	
	支持金具・つり金具		
	バルブ類		
	ろ過装置		
	逃し配管		
専用回路		1階東ESP.1L-3盤内	
開閉器・遮断機		NFB20A	



屋内消火栓箱等

屋内消火栓箱等	消火栓箱	周囲の状況	消火栓BOX 19か所 1F×6、2F×6、3F×3、4F×3、5F×1基
		外形	
		表示	説明図
	ホース・ノズル	外形	広範囲型2号消火栓 ホース 30m×19本、ノズル径 25mm(19本)
		操作性	
		ホースの耐圧性能	2023年製×19本
	消火栓開閉弁		玉型弁
	表示灯		兼用
	始動表示灯		
	使用方法の表示		説明図



## 消防設備等保守点検仕様書（防火設備定期検査業務）

この仕様書は、平成28年6月に施行された建築基準法の改正に伴い館内の防火ドア及び防火シャッターの定期検査及び行政庁への報告に関する業務内容を示すものとする。

## 1 委託場所

住 所 佐賀市天神三丁目2番11号

名 称 佐賀県立男女共同参画センター及び佐賀県立生涯学習センター

## 2 業務内容

## (1) 検査内容

下表の防火ドア、防火シャッターについて駆動装置の検査及び感知器と連動させた動作確認を行う

	防火ドア	防火シャッター
1階	1箇所	1箇所
2階	4箇所	6箇所
3階	1箇所	
4階	2箇所	
5階	1箇所	
合計	9箇所	7箇所

## (2) 検査回数

年1回

## (3) 検査にあたる者

一級または二級建築士、もしくは防火設備検査員の資格を有する者

## (4) 行政庁への報告

法令に基づき必要な書類を作成し、行政庁へ報告すること





## 空 気 環 境 測 定 仕 様 書

本業務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の規定に基づき実施するものであり、業務実施に当たっては、関係法令等の規定の他以下に定める要領により実施すること。

### I ビル管理法検査

#### 1 測定箇所

佐賀市天神三丁目2-11

佐賀県立男女共同参画センター及び佐賀県立生涯学習センター内 21ポイント

#### 2 測定回数

照度を除き年間6回（2か月に1回）とし、照度については年間2回（6か月に1回）とする。

始業後、終業前の2回同一場所測定

#### 3 測定内容

- (1) 浮遊粉じんの量
- (2) 一酸化炭素の含有率
- (3) 炭酸ガスの含有率
- (4) 温度
- (5) 相対湿度
- (6) 気流
- (7) 照度

#### 4 報告書様式

別紙のとおり



## 空気環境測定業務（フロン排出抑制法に伴う点検業務）

この仕様書は、フロン排出抑制法に基づき第一種特定製品の点検および当該記録簿の作成に関する業務内容を示すものとする。

### 1 委託場所

住 所 佐賀市天神三丁目2番11号

名 称 佐賀県立男女共同参画センター及び佐賀県立生涯学習センター

### 2 業務内容

次頁以降に記載する空調関係機器及び冷蔵庫機器を点検する。

#### (1) 簡易点検（年4回）

（点検内容）

- ・ 冷蔵庫機器及び冷凍機器の庫内温度及び製品からの異音の有無
- ・ 製品外観（配管含む）の損傷、腐食、錆び、油にじみの有無
- ・ 熱交換器の霜付き等の冷媒として充填されているフロン類の漏えいの兆候の有無

#### (2) 定期点検（3年に1回、令和8年度に実施）

（点検内容）

次頁に記載する空調関係機器のうち圧縮機の定格出力が7.5KW以上50KW未満の機器は、機器管理に係る資格等を保有する者に定期的に直接法や間接法による専門的な冷媒漏えい検査を実施する。

### 3 報告

上記点検の都度、記録簿を作成し、委託者に報告すること。

第7期（令和6年度）施設維持管理（管財部門）仕様書

空調関係機器（室外機 23 台、室内機 25 台）

系統	機器名	圧縮機出力	種類	機数	空調対象箇所	設置状況等	備考
1	ACP-1	5.4KW×2	室外機	2	2階 音楽スタジオ	西棟屋上	うち2回は定期点検時
1	ACP-1	5.4KW×2	室内機	1	2階 音楽スタジオ	2階西棟機械室	うち2回は定期点検時
2	ACP-2	2.4KW	室外機	1	2階 放送スタジオ	西棟屋上	うち2回は定期点検時
2	ACP-2	2.4KW	室内機	1	2階 放送スタジオ	2階西棟機械室	うち2回は定期点検時
3	ACP-3	4.2KW	室外機	1	5階 電気室西	北棟屋上	うち2回は定期点検時
3	ACP-3	4.2KW	室内機	1	5階 電気室西	床置き	うち2回は定期点検時
4	ACP-3	4.2KW	室外機	1	5階 電気室東	北棟屋上	うち2回は定期点検時
4	ACP-3	4.2KW	室内機	1	5階 電気室東	床置き	うち2回は定期点検時
5	ACP-4	0.8KW	室外機	1	1階 防災センター	3階テラス	うち2回は定期点検時
5	ACP-4	0.8KW	室内機	1	1階 防災センター	天井カセット	うち2回は定期点検時
6	ACP-4	0.8KW	室外機	1	1階 清掃員室	3階テラス	うち2回は定期点検時
6	ACP-4	0.8KW	室内機	1	1階 清掃員室	天井カセット	うち2回は定期点検時
7	ACP-5	0.8KW	室外機	1	2階 音楽スタジオ調整室	西棟屋上	うち2回は定期点検時
7	ACP-5	0.8KW	室内機	1	2階 音楽スタジオ調整室	天井ビルトイン	うち2回は定期点検時
8	ACP-5	0.8KW	室外機	1	2階 放送スタジオ調整室	西棟屋上	うち2回は定期点検時
8	ACP-5	0.8KW	室内機	1	2階 放送スタジオ調整室	天井ビルトイン	うち2回は定期点検時
9	ACP-6	1.0KW	室外機	1	ホール2階 調整室	ホール東側駐車場壁掛	うち2回は定期点検時
9	ACP-6	1.0KW	室内機	1	ホール2階 調整室	天井隠ぺい	うち2回は定期点検時
10	ACP-7	1.4KW	室外機	1	1階 喫茶厨房	喫茶外西壁掛け	うち2回は定期点検時
10	ACP-7	1.4KW	室内機	1	1階 喫茶厨房	天井隠ぺい	うち2回は定期点検時
11	ACP-8 冷専	2.7KW	室外機	1	2階 放送スタジオ	西棟屋上	うち2回は定期点検時
11	ACP-8 冷専	2.7KW	室内機	2	2階 放送スタジオ	天吊り	うち2回は定期点検時
12	ACPM-1	5.1KW	室外機	1	1階 喫茶客席	西棟屋上	うち2回は定期点検時
12	ACPM-1a	5.1KW	室内機	2	1階 喫茶客席	天井隠ぺい	うち2回は定期点検時
13	ACPM-2	2.8KW	室外機	1	1階 喫茶前室	西棟屋上	うち2回は定期点検時
13	ACPM-2	2.8KW	室内機	1	1階 喫茶前室	天井隠ぺい	うち2回は定期点検時
14	ACPM-3	3.8KW	室外機	1	2階 情報管理室	北棟屋上	うち2回は定期点検時
14	ACPM-3a	3.8KW	室内機	2	2階 情報管理室	天井カセット	うち2回は定期点検時
15	JS-1	1.0KW	室外機	1	ホール1階 ピアノ庫	ホール東側駐車場壁掛	うち2回は定期点検時
15	JS-1	1.0KW	室内機	1	ホール1階 ピアノ庫	壁掛け	うち2回は定期点検時
16	日立	0.55KW	室外機	1	1階 喫茶客席西	喫茶外西壁掛け	
16	日立	0.55KW	室内機	1	1階 喫茶客席	壁掛け	
17	日立	0.55KW	室外機	1	1階 喫茶客席東	喫茶外西壁掛け	
17	日立	0.55KW	室内機	1	1階 喫茶客席	壁掛け	
18	三菱	1.3KW	室外機	1	ホール2階 調光盤室	ホール東側駐車場壁掛	
18	三菱	1.3KW	室内機	1	ホール2階 調光盤室	壁掛け	
19	三菱	1.9KW	室外機	1	3階 暮らし電話相談室	3階西棟屋上	
19	三菱	1.9KW	室内機	1	3階 暮らし電話相談室	相談室天井カセット	
20	日立	4.0KW	室外機	1	3階 暮らし事務室	3階西棟屋上	
20	日立	4.0KW	室内機	1	3階 暮らし事務室	事務室天吊り	

第7期（令和6年度）施設維持管理（管財部門）仕様書

系統	機器名	圧縮機出力	種類	機数	空調対象箇所	設置状況等	備考
21	日立	1.38KW	室外機	1	4階 放送大学事務室	4階西棟壁掛	
21	日立	1.38KW	室内機	1	4階 放送大学事務室	事務室天吊り	
22	日立	2.5KW	室外機	1	4階 放送大学学習室	4階西棟壁掛け	
22	日立	2.5KW	室内機	1	4階 放送大学事務室	学習室天吊り	

冷蔵庫関係機器（4台）

系統	機器名	圧縮機出力	種類	機数	空調対象箇所	備考
45	製氷機	100V	一体	1	1階 喫茶室	厨房 ホシザキ製
46	冷凍冷蔵庫	0.4KW	一体	1	1階 喫茶室	厨房 (株)フジマック製
47	冷凍ショーケース	0.4KW	一体	1	1階 喫茶室	前室 東芝製
48	冷凍冷蔵庫	0.75KW	一体	1	3階 調理実習室	準備室 (株)フジマック製



## 貯水槽清掃仕様書

- 1 共通仕様  
本業務は、特記仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」（最新版）受水タンク及び高置タンク（高架タンク）により行う。
- 2 一般事項  
「水道法」並びに「同法施行令」及び「同法施行規則」並びに「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「同法施行規則」及び「同法に基づく厚生省告示」に定めるところによる。
- 3 清掃
  - (1) 清掃作業
    - ① 作業衣の着用は原則として現場で行うこと。（滅菌済の専用の作業衣）
    - ② 持ち込み器具の消毒をすること。
    - ③ 作業員は手足を石鹼で洗い、消毒液で消毒すること。
    - ④ 槽周辺及び内部の清掃を行うこと。（作業は受水槽、高架水槽の順で行なう）
  - (2) 消毒
    - ① 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上槽内の消毒を行うこと。  
(作業間隔は30分以上置くこと)
  - (3) 水張り
    - ① 消毒終了後30分以上経過してから水張りを実施し、ボールタップ等の自動定水位の作動を確認すること。
  - (4) 汚泥等の処理
    - ① 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法の規定に基づき、適切に処理すること。
  - (5) 水質検査及び残留塩素の測定

- ① 貯水槽の清掃が完了したときは、給水装置末端の給水栓から採水し、  
水質検査及び残留塩素の測定を行うこと。

(6) 清掃及び検査回数

年1回

4 作業報告 清掃作業及び水質検査が終了したときは、次の書類を提出すること。

- 1) 業務実施報告書 1部  
2) 作業状況写真 1部



## 水 質 検 査 仕 様 書

- 1 共通事項 本業務は、特記仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」（最新版）により行う。
- 2 一般事項 「水道法」並びに「同法施行規則」及び「水質基準に関する省令」並びに「建築物 における衛生的環境の確保に関する法律」、「同法施行規則」及び「同法に基づく厚生省告示」に定めるところによる。
- 3 検査項目 下表に記載する28項目（16項目+12項目）とする。

項目名	基準値	項目名	基準値
1. 一般細菌※	100個/ml以下	17. シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下
2. 大腸菌群※	陰性(検出されないこと)	18. クロロ酢酸	0.02mg/l以下
3. 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	19. クロロホルム	0.06mg/l以下
4. 亜硝酸態窒素※	0.04mg/l以下	20. ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下
5. 硝酸態度窒素※	10mg/l以下	21. ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下
6. 亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	22. 臭素酸	0.01mg/l以下
7. 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	23. 総トリハロメタン	0.1mg/l以下
8. 銅及びその化合物	1.0mg/l以下	24. トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下
9. 塩化物イオン※	200mg/l以下	25. プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下
10. 蒸発残留物	500mg/l以下	26. ブロモホルム	0.09mg/l以下
11. 有機物（全有機炭素（TOC）の量※	5mg/l以下	27. ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下
12. pH値※	5.8以上8.6以下	28. 塩素酸	0.6mg/l以下
13. 味※	異常でないこと		
14. 臭気※	異常でないこと		
15. 色度※	5度以下		
16. 濁度※	2度以下		

- 4 検査回数 年間2回とし、実施時期は監督員との打ち合わせによる。  
1回目は16項目+12項目とし、2回目は11項目（※の項目）とする。
- 5 報告書 1) 水質検査書 各1部



## 汚水槽清掃仕様書

- 1 共通仕様  
本業務は、特記仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」（最新版）汚水槽及び雑排水槽により行う。
- 2 一般事項  
「下水道法」、「同法施行令」及び「同法施行規則」並びに「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「同法施行規則」及び「同法に基づく厚生省告示」に定めるところによる。
- 3 清掃作業  
以下のとおり年2回実施すること。
  - (1) 水槽内の汚水及び残留物質を確実に排除すること。
  - (2) 流入管に付着した物質並びに排水管及び通気管の内部の異物を除去し、必要に応じ、消毒等を行うこと。
  - (3) 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の規定に基づき、適切に処理すること。
  - (4) 清掃終了後、水張りを行い、水位の低下の有無を調べ、漏水のないことを確認すること。
- 4 報告書
  - 1) 業務実施報告書 1部
  - 2) 作業状況写真 1部



## 冷却塔薬剤設置・検査仕様書

### 1 目的

本業務は、佐賀県立男女共同参画センター及び佐賀県立生涯学習センター（以下「センター」という。）の冷却塔（クーリングタワー）のレジオネラ菌による、配管腐食、スケール付着などの冷却水のトラブルを未然に防止するため、薬剤の設置とレジオネラ菌の発生状況を検査するものであり、この仕様書は同業務の内容について示すものである。

### 2 適用

委託業務の実施は、本仕様書及び建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修 最新版 以下「共通仕様書」という。）に基づいて行う。

なお、記載のない事項で業務の性質上実施が必要な場合は、そのつど財団と受託者で協議する。

### 3 業務内容

実施項目	実施時期	業務内容
冷却塔に薬剤の設置	6月	クリサワーパック30マルチ32個（冷却塔1基につき16個）とクリサワーパックGR10個（冷却塔1基につき5個）を冷却塔内に設置する。
レジオネラ菌の検査	8月	冷却塔1基につき、1回のレジオネラ菌検査を行う。

### 4 提出書類

受託者は、業務を行ったときは、次の書類を別に定める期日までに財団に提出しなければならない。

- (1) 業務実施報告書
- (2) 点検結果から検討した意見の具申
- (3) その他財団が必要と認め、提出を求めた書類

5 法令等の遵守

受託者は、委託業務の実施にあたり、関係諸法令等を遵守しなければならない。

## 直流電源装置保守点検仕様書

### 1 目的

本業務は、佐賀県立男女共同参画センター及び佐賀県立生涯学習センター（以下「センター」という。）の直流電源装置を計画的かつ適正に管理し施設の安全機能の維持・向上を図り、経年使用による機能低下と事故の未然防止等、積極的に維持管理を行い、センター機能の保持と耐久性の向上を図ることを基本とする。

この仕様書は、センター直流電源装置の定期点検及び保守、臨時点検等の業務（以下「委託業務」という。）の内容について示すものである。

### 2 適用

委託業務の実施は、本仕様書及び建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修 最新版 以下「共通仕様書」という。）に基づいて行う。

なお、記載のない事項で業務の性質上実施が必要な場合は、そのつど財団と受託者で協議する。

### 3 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は次に定めるところによる。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) センター  | 佐賀県立男女共同参画センター、佐賀県立生涯学習センター及びその敷地内の総称をいう。    |
| (2) 設備    | 直流電源装置をいう。                                   |
| (3) 設備管理  | 設備の管理に関する計画、実施、評価という一連の業務の流れを包括するものをいう。      |
| (4) 定期点検  | 施設の機能低下の状況について定期的に行う点検をいう。                   |
| (5) 臨時点検  | 施設の機能維持及び耐久性の確保を図るために臨時的に行う点検をいう。            |
| (6) 業務要員  | 財団から委託を受け、契約書及び特記仕様書等に基づき点検及び整備の業務に従事する者をいう。 |
| (7) 業務責任者 | 業務履行の技術上の管理をつかさどる者をいう。                       |

#### 4 業務要員の資格等

業務要員は次に示す資格又は経験を有すること。

- (1) 電気工事士の資格取得者又は電気設備について業務を十分遂行できる者。
- (2) その他関係法令等で定める資格を有する者。

#### 5 通知義務

業務責任者は、次の場合財団に連絡又は報告すること。

- (1) 点検者に事故があったとき。
- (2) 委託業務の実施が著しく困難となる事情が発生したとき。
- (3) 設備の異常を発見したとき。
- (4) 点検中等に設備の破損、汚損等が発見したとき。
- (5) その他必要と思われる事項。

#### 6 提出書類

受託者は、業務を行ったときは、次の書類を別に定める期日までに財団に提出しなければならない。

- (1) 業務実施報告書
- (2) 点検結果から検討した意見の具申
- (3) その他財団が必要と認め、提出を求めた書類

#### 7 法令等の遵守

受託者は、委託業務の実施にあたり、関係諸法令等を遵守しなければならない。

#### 8 委託業務の対象設備

対象設備の種類・数量は次表による。



対 象 設 備 表

設備名	機器名	機 器 の 仕 様			
直流電源装置	整流装置	型 式	三相全波整流	1台	1式
		交流入力	3φ 3W220V		
	蓄電池	型 式	HS-200 E	54個	1式
		容 量	200AH/10HR		

9 委託業務の内容

- (1) 定期点検                      直流電源装置の適正な保全を行うものとし、「共通仕様書 直流電源設備」に基づいて行うこと。
- (2) 臨時の点検                  財団が直流電源設備に異常を認めて、受託者に通知したときは、直ちに点検及び保守を行うこと。

10 記録の方法

記録は、建築保全業務報告書作成の手引き（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修 最新版）を準用する。



## 自家発電設備保守点検仕様書

## 1 目的

本業務は、佐賀県立男女共同参画センター及び佐賀県立生涯学習センター（以下「センター」という。）の自家発電設備を計画的かつ適正に管理し施設の安全機能の維持・向上を図り、経年使用による機能低下と事故の未然防止等、積極的に維持管理を行い、センター機能の保持と耐久性の向上を図ることを基本とする。

この仕様書は、センター自家発電設備の定期点検及び保守、臨時点検等の業務（以下「委託業務」という。）の内容について示すものである。

## 2 適用

委託業務の実施は、本仕様書及び建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修 最新版 以下「共通仕様書」という。）に基づいて行う。

なお、記載のない事項で業務の性質上実施が必要な場合は、そのつど財団と受託者で協議する。

## 3 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は次に定めるところによる。

- (1) センター 佐賀県立男女共同参画センター、佐賀県立生涯学習センター及びその敷地内の総称をいう。
- (2) 設備 自家発電設備をいう。
- (3) 設備管理 設備の管理に関する計画、実施、評価という一連の業務の流れを包括するものをいう。
- (4) 定期点検 施設の機能低下の状況について定期的に行う点検をいう。
- (5) 臨時点検 施設の機能維持及び耐久性の確保を図るために臨時的に行う点検をいう。
- (6) 業務要員 財団から委託を受け、契約書及び特記仕様書等に基づき点検及び整備の業務に従事する者をいう。
- (7) 業務責任者 業務履行の技術上の管理をつかさどる者をいう。

#### 4 業務要員の資格等

業務要員は次に示す資格又は経験を有すること。

- (1) 電気工事士の資格取得者又は電気設備について業務を十分遂行できる者。
- (2) その他関係法令等で定める資格を有する者。

#### 5 通知義務

業務責任者は、次の場合財団に連絡又は報告すること。

- (1) 点検者に事故があったとき。
- (2) 委託業務の実施が著しく困難となる事情が発生したとき。
- (3) 設備の異常を発見したとき。
- (4) 点検中等に設備の破損、汚損等を発見したとき。
- (5) その他必要と思われる事項。

#### 6 提出書類

受託者は、業務を行ったときは、次の書類を別に定める期日までに財団に提出しなければならない。

- (1) 業務実施報告書
- (2) 点検結果から検討した意見の具申
- (3) その他県が必要と認め、提出を求めた書類

#### 7 法令等の遵守

受託者は、委託業務の実施にあたり、関係諸法令等を遵守しなければならない。

#### 8 委託業務の対象設備

対象設備の種類・数量は次表による。

対象設備表

設備名	機器名	機器の仕様		
自家発電設備	ディーゼル原動機	型式	水冷式4サイクル	1台
		定格出力	350PS	
		始動方式	セルモーター始動式	1台
	発電機	型式	開放保護自己通風式回転界磁形	
		燃料	軽油	1面
	直流電源盤	型式	鉄板製閉鎖自立屋内形	
		蓄電池	始動用 HS-E 24V300AH	1面
		充電器	全自動式	
	自動始動発電機盤	型式	鉄板製閉鎖自立屋内形	1台
		制御電源	遮断器操作 DC24V	
燃料移送ポンプ	型式	ギヤー式	1基	
	性能	26.7l/min、1.5KW		
燃料小出槽	容量	900l	1台	
	付属品	架台、警報用フロートスイッチ		
排気消音器	型式	屋外機形据置形	2台	
	性能	85dB(出口1m)		
吸気ファン	出力	1.5KW		

## 9 委託業務の内容

- (1) 定期点検 自家発電設備の適正な保全を行うものとし、「共通仕様書 自家発電設備」に基づいて年2回行うこと。
- (2) 臨時の点検 財団が自家発電設備に異常を認めて、受託者に通知したときは、直ちに点検及び保守を行うこと。

## 10 記録の方法

記録は、建築保全業務報告書作成の手引き（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修 最新版）を準用する。



## 構内交換電話設備保守点検仕様書

## 1 目的

佐賀県立男女共同参画センター及び佐賀県立生涯学習センター構内交換電話設備保守点検業務は、センターの交換電話設備を計画的かつ適正に管理し施設の安全機能の維持・向上を図り、経年使用による機能低下と事故の未然防止、故障の早期発見に努める等、積極的に維持管理を行い、センター機能の保持と耐久性の向上を図ることを基本とする。

この特記仕様書は、センターの交換電話設備の定期点検及び保守、臨時点検等の業務（以下「委託業務」という。）の内容について示すものである。

## 2 適用

委託業務の実施は、電気通信事業法並びにその他関係諸法令及び本特記仕様書に基づいて行う。

なお、記載のない事項で業務の性質上実施が必要な場合は、そのつど委託者と受託者で協議する。また、受託者は、この業務の履行にあたっては、点検者に委託業務の内容等を周知徹底し、善良なる管理者の注意義務をもって行うこと。

## 3 用語の定義

この特記仕様書で使用する用語の定義は次に定めるところによる。

- |         |   |
|---------|---|
| ① センター  | 佐賀県立男女共同参画センター、佐賀県立生涯学習センター及びその敷地内の総称をいう。       |
| ② 施設    | 建築物、設備及び構内施設をいう。                                |
| ③ 定期点検  | 施設の機能低下の状況について定期的に行う点検及び運転・監視状態について定期的に行う点検をいう。 |
| ④ 監督員   | 委託者が定める監督職員をいう。                                 |
| ⑤ 点検者   | 委託者から委託を受け、契約書及び特記仕様書等に基づき業務に従事する者をいう。          |
| ⑥ 業務責任者 | 受託者が定める業務責任者をいう。                                |

#### 4 監督員

監督員は、委託業務の履行についての業務責任者に対する指示、承諾、協議又は検査・確認を行う。

#### 5 業務責任者

- (1) 受託者は、業務責任者を委託者との協議の上選任すること。
- (2) 業務責任者は、監督員との連絡、調整及び業務要員の指揮監督を行うこと。

#### 6 検査

業務責任者は、監督員の指示する業務のうち、記録等により確認できるものを除き、監督員の立会を求め、検査を受けること。

#### 7 点検者の資格等

点検者は、次に示す資格または経験を有すること。

- ① 工事担任者資格取得者もしくは同等の知識及び技能を有する者で、業務を十分遂行できる者。
- ② 交換電話設備の点検業務についての経験を有し、業務を十分遂行できる者。

#### 8 通知義務

業務責任者は、次の場合監督員に連絡又は報告すること。

- ① 点検員に事故があったとき。
- ② 受託業務の実施が著しく困難となる事情が発生したとき。
- ③ 設備の異常を発見したとき。
- ④ 定期点検中等に施設の破損、汚損等が発見したとき。
- ⑤ その他必要と思われる事項。

#### 9 提出書類

受託者は、業務を行ったときは、次の書類を委託者に提出しなければならない。

- ① 業務実施報告書
- ② 解析、フィードバックから検討した意見の具申



③ その他委託者が必要と認め提出を求めた書類

10 官公庁及び電気通信事業者への手続き

受託者は、委託業務にかかる関係法令等の定めによる諸手続きを監督員と協議の上行うこと。

11 現場管理

- (1) 受託者は、委託業務を実施するための設備の諸室における盗難防止、火元確認、整理整頓及び清掃等について、責任を持って行うこと。
- (2) 点検者は、業務を実施するにあたり火気使用、騒音、嫌音の発生、出入口の戸締り等に注意すること。

12 委託業務の対象設備

対象設備は、次のとおりとする

1) デジタル電子交換機	1 台
2) 多機能電話機	3 1 台
3) 一般電話機	4 0 台

13 委託業務の内容

- (1) 定期点検及び保守業務      交換電話設備の適正な保全を行うものとし、関係諸法令及びメーカー点検基準に基づいて行うこと。  
(毎月 1 回)
- (2) 臨時点検      委託者が交換電話設備に異常を認めて、受託者に通知したときは、直ちに当該設備の点検及び保守を行うこと。

14 機器の修繕

受託者は、委託業務の実施に当たり、機器の故障を発見し修理を認められる場合において部品を交換する必要があるとき、又は特別の資材を使用する必要があるときは委託者に見積書を提出し、その承認を受けて当該機器の修繕を行うものとする。この修繕に要する費用は委託者の負担とする。



## 樹 木 管 理 仕 様 書

この仕様書は、（公財）佐賀県女性と生涯学習財団が、維持管理業務を委託する別図箇所の業務内容に関して必要な事項を示すものである。この仕様書に基づく作業は、大要を示すもので、作業の実施に当たっては、植栽の美観、生育状況等総合的な観点から樹木の維持管理を行うものとする。

## 1 委託場所

住 所 佐賀市天神三丁目2番11号

名 称 佐賀県立男女共同参画センター及び佐賀県立生涯学習センター

## 2 業務内容

## (1) 剪定整枝

①常緑樹剪定枝落とし（原則年1回以上）

②刈り込み物刈り込み（原則年1回以上）

③施肥……芽出し肥（年1回）

## ④作業条件

- ・ 整枝剪定を行い、見栄えよく自然形に仕上げる。下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方を弱く剪定する。不定芽の発生原因となるぶつ切り等は行わない。剪定した枯れ葉はまとめて速やかに処理するとともに樹木周辺をきれいに清掃する。
- ・ ツツジ、サツキ等の寄植地は、樹勢、被度により計画樹高が異なるので、寄植地の状況により被度が過密にならないよう見栄えよく刈り込み、必要に応じて枝抜きを行う。
- ・ 株物等の剪定は、単一樹木を独立した景観木に仕上げる必要があるため、常に一定の形状を維持するよう刈り込む。刈り込みの回数については、前記の時期以外についても管理部と協議の上、刈り込みを行う。
- ・ 花木の花芽の剪定は最低限にとどめ、鑑賞価値を維持すること。
- ・ 花木以外の植物についても、管理上必要な事項については、適切な時期

に管理部に協議するものとする。

(2) 樹木消毒

①作業時期……病虫害の発生時

②作業条件

- ・病虫害の発生状況を見定め、適切に駆除を行う。このうち冬季消毒はマシン油による駆除とする。なお、消毒する区画や時期については、管理部と協議の上対応すること。
- ・作業中は消毒中の表示をすること。

(3) 植込地の手入れ

①場所

- ・北側法面、建物西側を除く植込地

②作業時期

- ・年4回（時期については、管理部と協議する）行うものとする。

③作業条件

- ・地被類は、発育が早いため植込地からはみださないように整形すること。また密度が高くならぬよう間引きをすること。

(4) 除草

①作業時期……必要の都度

②作業条件

- ・現場の状況に合わせて、手取除草、刈り取り（機械刈りを含む）等を行う。ただし、手取除草については年間3回とする。  
雑草は、速やかに処理し、除草跡はきれいに清掃する。  
植込地手取り… 常に植込地内に雑草等の発生がないよう注意する。  
また植木を傷めないように根から手取りする。
- ・常に美観を損なわないよう必要の都度行うものとする。また、必要に応じて除草剤を散布すること。

(5) 散水

①作業時期……随時

②作業条件

- ・適宜対応するものとする。

- ・ 渇水期（7～10月）においても同様とする。

### 3 その他

- (1) 作業の着手、終了の際は、その都度報告し、作業を実施したときは、作業日報を提出しなければならない。
- (2) 作業日程については、事前に年間計画を提出すること。また、作業月の前の月に詳細計画を提出すること。
- (3) 作業責任者は、農薬を使用した際は年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数について記帳し、一定期間保管すること。
- (4) 作業責任者は、植栽管理について十分遂行できる経験を有する者とする。また、作業責任者は、常時樹木の状況を把握し、樹木管理上必要な助言をすること。そのために必要な措置は、管理部と協議の上行うこと。
- (5) 樹木維持管理上緊急の措置を要するときは、所要の措置を講ずること



## 監視カメラシステム保守点検業務仕様書

## 1 目的

佐賀県立男女共同参画センター及び佐賀県立生涯学習センター監視カメラシステム保守点検業務は、監視カメラシステムを計画的かつ適正に管理し、施設の安全機能の維持・向上を図り、経年使用による機能低下と事故の未然防止、故障の早期発見に努める等、積極的に維持管理を行い、センター機能の保持と耐久性の向上を図ることを基本とする。

この特記仕様書は、センターの監視カメラシステムの定期点検及び保守、臨時点検等の業務（以下「委託業務」という。）の内容について示すものである。

## 2 適用

委託業務の実施は、本特記仕様書に基づいて行う。

なお、記載のない事項で業務の性質上実施が必要な場合は、そのつど委託者と受託者で協議する。また、受託者は、この業務の履行にあたっては、点検者に委託業務の内容等を周知徹底し、善良なる管理者の注意義務をもって行うこと。

## 3 用語の定義

この特記仕様書で使用する用語の定義は次に定めるところによる。

- ① センター 佐賀県立男女共同参画センター、佐賀県立生涯学習センター及びその敷地内の総称をいう。
- ② 施設 建築物、設備及び構内施設をいう。
- ③ 定期点検 施設の機能低下の状況について定期的に行う点検及び運転・監視状態について定期的に行う点検をいう。
- ④ 監督員 委託者が定める監督職員をいう。
- ⑤ 点検者 委託者から委託を受け、契約書及び特記仕様書等に基づき業務に従事する者をいう。
- ⑥ 業務責任者 業務履行の技術上の管理をつかさどる者をいう。

## 4 監督員

監督員は、委託業務の履行についての業務責任者に対する指示、承諾、協議又は検査・確認を行う。

## 5 業務責任者

- 1 受託者は、業務責任者を委託者との協議の上選任すること。
- 2 業務責任者は、監督員との連絡、調整及び業務要員の指揮監督を行うこと。

## 6 検査

業務責任者は、監督員の指示する業務のうち、記録等により確認できるものを除き、監督員の立会を求め、検査を受けること。

## 7 通知義務

業務責任者は、次の場合監督員に連絡または報告すること。

- ① 点検員に事故があったとき。
- ② 受託業務の実施が著しく困難となる事情が発生したとき。
- ③ 設備の異常を発見したとき。

第7期（令和6年度）施設維持管理（管財部門）仕様書

- ④ 定期点検中等に施設の破損、汚損等を発見したとき。
- ⑤ その他必要と思われる事項。

8 提出書類

受託者は、業務を行ったときは、次の書類を別に定める期日までに委託者に提出しなければならない。

- ① 業務実施報告書
- ② 点検結果等から検討した意見の具申
- ③ その他委託者が必要と認め提出を求めた書類

9 官公庁への手続き

受託者は、委託業務にかかる関係法令の定めによる諸手続きが必要な場合は、監督員と協議の上行うこと。

10 現場管理

- 1 受託者は、委託業務を実施するための設備の諸室における盗難防止、火元確認、整理整頓及び清掃等について、責任を持って行うこと。
- 2 点検者は、業務を実施するにあたり火気使用、騒音、嫌音の発生、出入口の戸締り等に注意すること。

11 委託業務の対象設備

対象設備の種類・数量は、下表のとおりとする。

対象設備表

機器名称	機器の仕様	数量	メーカー
光学 20 倍 PTZ カメラ	00YFG0570	3	(株)ティービーアイ
ドーム型 AHD カメラ	00YFG0590	9	(株)ティービーアイ
壁面用ブラケット	00YFK0470	3	(株)ティービーアイ
接合版	00YFK0480	3	(株)ティービーアイ
ポール取付器具	00YFK0500	3	(株)ティービーアイ
カメラ用 AC24V 電源	00YFP0180	3	(株)ティービーアイ
AHD8CHVP カメラユニット	00YFP0200	2	(株)ティービーアイ
AHD 16CH レコーダー	00YFR0450	1	(株)ティービーアイ
HDMI ケーブル 3m	00YFS0340	3	(株)ティービーアイ
変換コンバータ (4 局用)	00YFS0390	1	(株)ティービーアイ
HD 出力分割機	SC-04MHD	2	SeeEyes
17 型液晶モニター	LCD-AD173SESB	3	(株)アイ・オー・データ機器



12 委託業務の内容

1 定期点検及び保守業務

監視カメラシステムの適正な保全を行うものとし、メーカー点検基準に基づいて行うこと。

なお、点検回数は年1回とする。

2 臨時点検

委託者が監視カメラシステムに異常を認めて、受託者に通知したときは、直ちに当該設備の点検及び保守を行うこと。

13 機器の修繕

受託者は、委託業務の実施に当たり機器の故障を発見し修理を認められる場合において、部品を交換する必要があるとき、または特別の資材を使用する必要があるときは、委託者に見積書を提出し、その承認を受けて当該機器の修繕を行うものとする。

この修繕に要する費用は委託者の負担とする。



## 建築設備定期検査業務

本業務は建築基準法第12条第二項及び第四項により、当該建築物の建築設備について建設省令で定めるところにより、定期的にその状況を一級建築士または、登録建築設備検査資格者に調査させるものとする。

- 1 実施場所  
住 所 佐賀市天神三丁目2番11号  
名 称 佐賀県立男女共同参画センター及び佐賀県立生涯学習センター
- 2 実施頻度  
年1回
- 3 報 告  
官公庁への報告義務はないが調査報告書を作成し、調査者が捺印のうえ委託者へ報告すること。
- 4 資 料  
下記の資料等を整理し保管する。
  - ① 建築物点検記録
  - ② 修繕記録
  - ③ 事故記録



## 特定建築物定期調査業務

本業務は建築基準法第12条第二項及び第四項により、当該建築物の敷地・構造について建設省令で定めるところにより、定期的にその状況を一級建築士または、登録特殊建築物調査資格者に調査させるものとする。

- 1 実施場所  
住 所 佐賀市天神三丁目2番11号  
名 称 佐賀県立男女共同参画センター及び佐賀県立生涯学習センター
- 2 実施頻度  
3年に1回（令和8年度実施）
- 3 内 容
  - 3-1 調査方針
    - ・ 防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。
    - ・ 法令の適否の追求ではなく、今日の使用状態が安全かどうかを技術的に判断するものとする。
    - ・ 調査が不能または不十分の場合、別途精密調査が必要である旨を報告する。
  - 3-2 調査方法
    - ・ 調査は目視及び打診観察程度とする。目視は眼鏡による望遠が望まれ、携行器材はスケール、水準器、下げ振り、ハンマーなどとする。
    - ・ 確認申請書（副）及び竣工図書を参照し、委託者に問診をする。
    - ・ 地下埋没部分は異常がない限り、適正状態と見做すものとする。防水・避難設備関係を重点的に、人身事故災害の防止に努める。
- 4 報 告  
官公庁への報告義務はないが調査報告書を作成し、調査者が捺印のうえ委託者へ報告すること。



対象設備表 【付則1】

機器名称	機器の仕様			数量
空調設備				
冷温水発生器	RB-1	冷凍能力 暖房能力	200 URST 491,400 kcal/h	2台
蒸気ボイラー	B-1	相当蒸発量 発熱量	250 kg/h 135,000 kcal/h	1台
冷却塔	CT-1	冷却能力	1,102,200 kcal/h	2台
冷温水ポンプ	PCH-1	18.5kw	(3φ200V)	2台
冷却水ポンプ	PCD-1	18.5kw	(3φ200V)	2台
膨張タンク	TE-1	容量 耐熱	500 ℓ FRP製 保温付	1台
空気調和機類				1式
	ACU-1	送風量	15,000 m <sup>3</sup> /h	1台
	ACU-2	〃	12,500 m <sup>3</sup> /h	2台
	ACU-3	〃	27,000 m <sup>3</sup> /h	1台
	ACU-4	〃	13,000 m <sup>3</sup> /h	1台
	ACU-5	〃	11,000 m <sup>3</sup> /h	1台
	ACU-6	〃	12,000 m <sup>3</sup> /h	1台
	ACU-7	〃	2,200 m <sup>3</sup> /h	1台
	ACU-8	〃	3,200 m <sup>3</sup> /h	1台
	ACU-9	〃	5,700 m <sup>3</sup> /h	1台
	ACU-10	〃	2,800 m <sup>3</sup> /h	1台
	ACU-11	〃	2,300 m <sup>3</sup> /h	1台
パッケージ類				1式
	ACP-1	冷房能力 暖房能力	40.0 kw 45.0 kw	1台
	ACP-2	冷房能力 暖房能力	12.5 kw 14.0 kw	1台
	ACP-3	冷房能力	21.0 kw	2台
	ACP-4	冷房能力 暖房能力	3.6 kw 4.0 kw	2台
	ACP-5	冷房能力 暖房能力	3.6 kw 4.0 kw	2台
	ACP-6	冷房能力 暖房能力	4.5 kw 5.0 kw	1台
	ACP-7	冷房能力	6.3 kw	1台
	ACP-8	冷房能力	10,000 kcal/h	1台
	ACPM-1	冷房能力 暖房能力	28.0 kw 31.5 kw	1台
	ACPM-1a	冷房能力 暖房能力	14.0 kw 16.0 kw	2台
	ACPM-2	冷房能力 暖房能力	12.5 kw 14.0 kw	1台
	ACPM-3	冷房能力 暖房能力	14.0 kw 16.0 kw	1台
	ACPM-3a	冷房能力 暖房能力	5.6 kw 6.3 kw	2台
	JS-1	冷房能力	4.5 kw	1台

機器名称	機器の仕様			数量
送風機類				1式
	RF-2-1	(片吸込シロッコファン、床置)	1台	
	FS-1-1	(片吸込シロッコファン、天吊)	1台	
	FS-1-2	(片吸込シロッコファン、天吊)	1台	
	FS-1-3	(片吸込シロッコファン、天吊)	1台	
	FS-1-4	(片吸込シロッコファン、天吊)	1台	
	FS-1-5	(片吸込シロッコファン、床置)	1台	
	FS-2-1	(片吸込シロッコファン、天吊)	1台	
	FE-1-1	(片吸込シロッコファン、天吊)	1台	
	FE-1-2	(片吸込シロッコファン、天吊)	1台	
	FE-1-3	(片吸込シロッコファン、天吊)	1台	
	FE-1-4	(片吸込シロッコファン、天吊)	1台	
	FE-1-5	(片吸込シロッコファン、床置)	1台	
	FE-3-9	(片吸込シロッコファン、天吊)	1台	
	FE-3-13	(消音BOX付ストレートシロッコファン)	2台	
	FE-5-4	(片吸込シロッコファン、床置)	1台	
	FE-5-5	(片吸込シロッコファン、床置)	1台	
	FSM-1	(軸流型排煙機、床置)	1台	
	FSM-2	(軸流型排煙機、床置)	1台	
	FSM-3	(軸流型排煙機、天吊)	1台	
熱交換型換気扇				
	HEA-1		11台	
	HEA-2		11台	
	HEA-3		4台	
	HEA-4		26台	
	HEA-6		2台	
	HEA-7		1台	
	HEA-8		1台	
ファンコイルユニット				1式
	FCC-3		8台	
	FCC-4		21台	
	FCU-6		16台	
	FCC-6		105台	
	FCU-8		25台	
	その他		1台	
換気設備				1式
監視制御設備				1式
	空調監視盤 (Savic-net FX mini)		1台	
	計装設備			
衛生設備				
加圧給水ポンプユニット (ポンプ室)		65 φ 5.5kw×2	1台	1組
冷却塔用補給水ポンプ	PW-2	(空調用) 32 φ 2.2kw×2	1台	1組
消火用ポンプユニット (ポンプ室)	PF-1	(消火用) 50 φ 7.5kw×1	1台	1組
雨水排水ポンプ	PD-1	(雑排水) 50 φ 0.75kw	2台	1組
電気温水器				1式
	EH-1	貯湯式電気湯沸器 30ℓ (壁掛型)	7台	
	EH-2	貯湯式電気湯沸器 20ℓ (壁掛型)	2台	
	EH-3	貯湯式電気湯沸器 35ℓ (台下型)	2台	
	EH-4	貯湯式電気湯沸器 12ℓ (台下型)	3台	
		貯湯式電気湯沸器 18ℓ (台下型)	1台	



## 空気環境等の測定結果概評

平成 年 月 日 曜日 天候 測定者												技術者	測定者	測定者
項目			測定結果		基準外の測定点	概 評	問 題 点	対 策						
			基準値	最低値								最高値		
温 熱 環 境	温 度	瞬	17～28℃											
	相対湿度	時	40～70%											
	気 流	値	0.5m/s 以下											
空 気 清 浄 度	C O <sub>2</sub>	平 均 値	1000PPM 以下											
	C O		10PPM 以下											
	浮遊粉じん		0.15mg/ m <sup>3</sup> 以下											
	照 度		150Lux 以上											
測 定 点	外気	エントランスポーチ	1階	展示コーナー	2階	幼児室	3階	西棟ラウンジ	4階	放送大学	特 記 事 項			
	1階	玄関ホール	1階	喫茶室	2階	西棟ラウンジ	3階	くらしの安全安心課						
	1階	事務室	1階	ホワイエ	3階	生活工房	4階	北棟ラウンジ						
	1階	書庫	2階	相談面接室	3階	美術工芸室	4階	第3研修室						
	1階	ニューメディアルーム	2階	交流サロン	3階	調理実習室	4階	視聴覚ライブラリー						



